

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第42号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
30	水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略) (6) 法第11条第2項の規定による届出に係る届出書の受付 (7)～(14) (略)	静岡市 浜松市	30	水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略) (6) 法第11条第3項の規定による届出に係る届出書の受付 (7)～(14) (略)	静岡市 浜松市
30の2	<u>水道法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（2以上の市町の区域に供給する専用水道に係るものを除く。）</u> (1) <u>法第32条の規定による確認</u> (2) <u>法第33条第1項の申請の受付</u> (3) <u>法第33条第3項の規定による届出の受付</u> (4) <u>法第33条第5項の通知</u> (5) <u>法第34条第1項において準用する法第13条</u>	函南町			

	<p>第1項の規定による届出の受付</p> <p>(6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出の受付</p> <p>(7) 法第36条第1項の規定による指示（専用水道に係るものに限る。）</p> <p>(8) 法第36条第2項の規定による警告及び勧告（専用水道に係るものに限る。）</p> <p>(9) 法第37条の規定による命令（専用水道に係るものに限る。）</p> <p>(10) 法第39条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>			
30の3	<p>水道法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（2以上の市町の区域に供給する簡易専用水道に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第36条第3項の規定による指示</p> <p>(2) 法第37条の規定による命令（簡易専用水道に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第39条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	函南町		
31	(略)		31	(略)
	(略)			(略)
37の	医療法（以下この項に	静岡市 浜松市	37の	医療法（以下この項に 静岡市 浜松市

3	<p>において「法」という。)及び法の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (5)から(22)までにおいては、2以上の市町の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する (法第42条に規定する指定管理者として管理する病院等を管理する場合を含む。)医療法人に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 法第52条第1項の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(15)～(22) (略)</p>	
(略)		
99の5	<p><u>計量法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第51条第1項の規</u></p>	全市町

3	<p>において「法」という。)及び法の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (5)から(23)までにおいては、2以上の市町の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する (法第42条に規定する指定管理者として管理する病院等を管理する場合を含む。)医療法人に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 法第52条第1項の規定による届出に係る届出書の受付 (<u>医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号) 第33条の2の12第1項第1号に掲げる方法により行われるものに係るものを除く。)</u>)</p> <p>(15)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>法第69条の2第2項の規定による報告に係る報告書の受付 (医療法施行規則第38条の5第1項第1号に掲げる方法により行われるものに係るものを除く。)</u></p>	
(略)		
99の5	削除	

<p>定による届出の受付</p> <p>(2) <u>法第51条第2項にお</u> <u>いて準用する法第42条</u> <u>第1項の規定による届</u> <u>出の受付</u></p> <p>(3) <u>法第51条第2項にお</u> <u>いて準用する法第45条</u> <u>第1項の規定による届</u> <u>出の受付</u></p>	
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の30の項及び37の3の項の改正は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に効力を有する改正前の別表第1の30の2の項及び30の3の項の規定により町長が行った確認その他の行為又は現に町長に対して行っている申請その他の行為は、施行日以後においては、知事が行った確認その他の行為又は知事に対して行った申請その他の行為とみなす。